児童手当現況届事務フロー図（例）　※細部は市町村により異なる

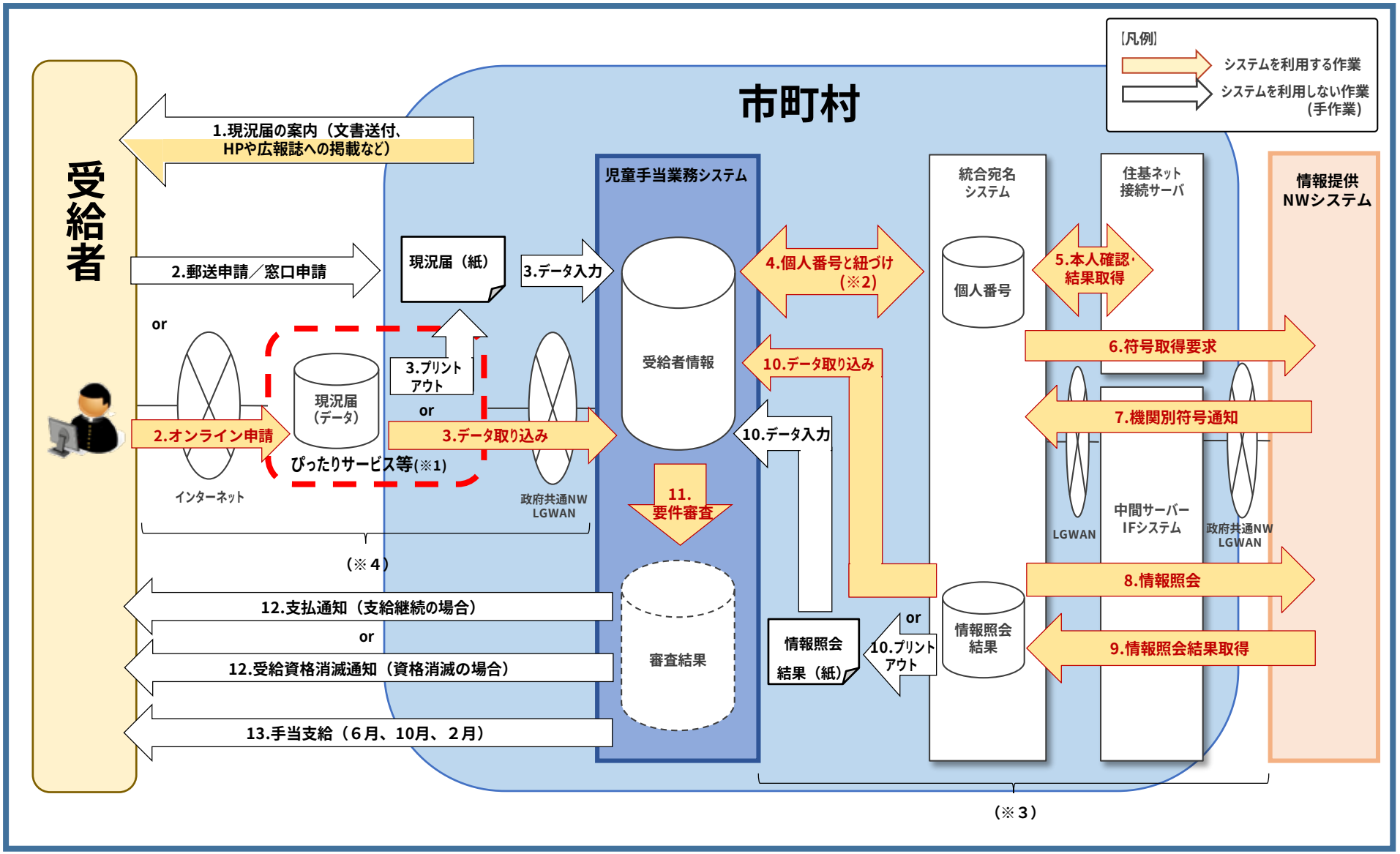

※１ オンライン申請は、①ぴったりサービス（マイナポータル）または②自治体が運営する独自システムを利用することを想定している。

※２ 原則として個人番号は認定請求時に予め取得し、現況届では取得しない。

※３ 情報連携により情報を取得する場合の例であり、庁内連携により市町村内の保有情報を取得する場合は異なる。

※４ 令和４年６月以降は、自治体の判断により現況届の提出を原則省略可能とすることで、２・３の作業が省略可能となる予定。